

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則

○ 愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則

(平成10年3月31日)
(平成10年規則第9号)

改正	平成11年2月23日規則第1号	平成21年11月30日規則第12号
	平成12年2月29日規則第2号	平成22年3月31日規則第3号
	平成12年12月1日規則第5号	平成22年3月31日規則第4号
	平成14年2月26日規則第2号	平成22年11月30日規則第11号
	平成14年2月26日規則第5号	平成23年3月31日規則第3号
	平成15年2月27日規則第1号	平成23年11月30日規則第5号
	平成15年11月25日規則第6号	平成26年6月26日規則第8号
	平成17年11月30日規則第3号	平成26年12月5日規則第10号
	平成18年3月31日規則第3号	平成27年2月27日規則第3号
	平成19年2月28日規則第2号	平成28年2月29日規則第1号
	平成19年6月29日規則第12号	平成28年12月8日規則第5号
	平成19年11月29日規則第14号	平成29年2月28日規則第2号
	平成19年12月20日規則第15号	平成29年12月18日規則第9号
	平成21年3月30日規則第3号	平成30年2月28日規則第3号
	平成21年5月29日規則第4号	

(趣旨)

第1条 この規則は、愛知県都市職員共済組合定款（昭和37年愛知県都市職員共済組合公告第1号。以下「定款」という。）第31条に規定する事務局（以下「事務局」という。）に勤務する職員並びに定款第34条の3及び愛知県都市職員共済組合の保養所の設置等に関する規則（平成6年愛知県都市職員共済組合規則第3号）第2条の規定に基づき設置された保養所（以下「保養所」という。）に勤務する職員（以下「職員」と総称する。）の給与に関し必要な事項を定めるものとする。

(平18規則3、平19規則14・一部改正)

(給与)

第2条 給与の種類は、給料及び手当とする。

2 手当の種類は、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、食事手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び退職手当とする。

3 退職手当に関しては、この規則に定めのあるものを除き、愛知県都市職員共済組合職員の退職手当に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第10号）の定めるところによる。

(平18規則3・一部改正)

(給与の支払)

第3条 この規則に基づく給与は、現金で支払わなければならない。ただし、労働基準法施行規則（昭和22年厚生省令第23号）第7条の2第1項に規定する振込みによる場合は、この限りでない。

2 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まれない。

(給与からの控除)

第4条 職員に給与を支給する場合において、その給与から控除することができるものは、別に法律で定めるものを除き、次に掲げる金額とする。

(1) 愛知県都市職員共済組合組合員貯金規則（平成7年愛知県都市職員共済組合

規則第2号) 第3条第1項に規定する貯金の積立額に相当する金額

- (2) 愛知県都市職員共済組合組合員貸付規則（平成7年愛知県都市職員共済組合規則第1号）第9条に規定する貸付金の償還金に相当する金額
- (3) 団体契約による保険料に相当する金額
- (4) 愛知県職員生活協同組合の共同購入契約による購入物品の支払金
- (5) 職員で組織する団体が、その契約の定めるところにより構成員である職員から毎月又は期末手当の支給される月に一定の率又は額によって徴収する組合費又は会費に相当する金額
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職員が給与から控除することを申し出たもので、理事長が適当と認めたものの金額

(平17規則3・一部改正)

(給料)

第5条 職員の受ける給料は、その職務の複雑、困難及び責任の度にに基づき、かつ、勤労の強度、勤務時間、勤務環境その他の勤務条件を考慮したものでなければならない。

- 2 宿舎、食事、制服その他これらに類する有価物が職員に支給される場合においては、これを給与の一部とし、別に規程で定めるところにより、その職員の給料額を調整する。ただし、特別に定めがある場合には、この限りでない。

第6条 給料は、愛知県都市職員共済組合職員の勤務時間、休暇等に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第7号。以下「勤務時間等規則」という。）第2条第1項の規定により定められた正規の勤務時間（以下「正規の勤務時間」という。）による勤務に対する報酬とする。

(給料表)

第7条 給料表は、別表に定めるとおりとする。

- 2 前項の給料表（以下「給料表」という。）は、第33条に規定する職員以外の全ての職員に適用するものとする。
- 3 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度にに基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき標準的な職務の内容は、規程で定める。
- 4 理事長は、職員を前項に規定する職務の級のいずれかに決定し、給料表により職員に給料を支給しなければならない。

(再雇用職員の給料月額)

第7条の2 愛知県都市職員共済組合職員就業規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第6号。以下「就業規則」という。）第34条の2又は第34条の3の規定により採用された職員（以下「再雇用職員」という。）の給料月額は、別表の給料表の再雇用職員の項に掲げる給料月額のうちその者の属する職務の級に応じた額とする。

- 2 就業規則第34条の3に規定する短時間勤務の職員（以下「再雇用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、

勤務時間等規則第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

(平14規則2・追加、平26規則8・一部改正)

(初任給、昇格、昇給等の基準)

第8条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号給は、規程で定める初任給の基準に従い決定する。

- 2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号給は、規程で定めるところにより決定する。
- 3 職員の昇給は、規程で定める日に、同日前において規程で定める日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて、行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が就業規則第27条の規定による懲戒処分を受けたことその他これに準ずるものとして規程で定める事由に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。
- 4 前項の規定により職員（次項の規定の適用を受ける職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号給数を4号給（その職務の級が7級以上であるものにあつては、3号給）とすることを標準として規程で定める基準に従い決定するものとする。
- 5 55歳を超える職員の第3項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が特に良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて規程で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 7 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 8 第3項から前項までに規定するもののほか、職員の昇給に関し必要な事項は、規程で定める。
- 9 現に職員である者が上位の号給の額を初任給として受けるべき資格を取得するに至った場合においては、その者の号給を初任給として受けるべき額の号給まで上位に決定することができる。
- 10 休職にされ、若しくは愛知県都市職員共済組合職員の育児休業等に関する規則（平成10年愛知県都市職員共済組合規則第8号。以下「育児休業規則」という。）に規定する育児休業等の承認を受けた職員が復職し、又は休暇のため勤務しなかった職員が再び勤務するに至った場合において、他の職員との権衡上必要があるときは、復職した日又は再び勤務するに至った日以後において、規程の定めるところにより、その者の給料月額を調整（昇給期間の短縮を含む。）することができる。

(平11規則1、平14規則5、平18規則3、平26規則8、平29規則2・一部改正)

(降給)

第8条の2 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の

給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。) 及び降号 (職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。) とする。

2 理事長は、職員が降任された場合のほか、次の各号のいずれかに掲げる事由に該当する場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降格するものとする。この場合において、第2号の規定により職員のうちいずれを降格させるかは、理事長が、勤務成績、勤務年数その他の事実に基づき、公正に判断して定めるものとする。

(1) 次に掲げる事由のいずれかに該当する場合 (職員が降任された場合を除く。)

ア 職員の能力評価 (職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。) 又は業績評価 (職員がその職務を遂行するに当たり挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価をいう。以下同じ。) の理事長又はその委任を受けた者による確認が行われた全体評価 (当該能力評価又は当該業績評価の結果をそれぞれ総括的に表示する記号をいう。) が最下位の段階である場合 (次項において「定期評価の全体評価が最下位の段階である場合」という。) その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合において、指導その他の理事長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務成績がよくない状態が改善されないときであって、当該職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することが困難であると認められるとき。

イ 理事長が指定する医師2名によって、心身の故障があると診断され、その故障のため職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないことが明らかな場合

ウ 職員がその職務の級に分類されている職務を遂行することについての適格性を判断するに足りると認められる事実に基づき、当該適格性を欠くと認められる場合において、指導その他の理事長が定める措置を行ったにもかかわらず、当該適格性を欠く状態がなお改善されないとき (ア及びイに掲げる場合を除く。)

(2) 職制若しくは定数の改廃又は予算の減少により職員の属する職務の級の職に不足が生じた場合

3 理事長は、職員の定期評価の全体評価が最下位の段階である場合その他勤務の状況を示す事実に基づき勤務実績がよくないと認められる場合であり、かつ、その職務の級に分類されている職務を遂行することが可能であると認められる場合であって、指導その他の理事長が定める措置を行ったにもかかわらず、なお勤務実績がよくない状態が改善されない場合において、必要があると認めるときは、当該職員を降号するものとする。

4 理事長は、職員を降給させる場合には、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

5 職員は、第2項第1号イに規定する診断を受けるよう命ぜられた場合には、これ

に従わなければならない。

(平29規則2・追加)

(給料の支給)

第9条 給料は、毎月1回、その月の月額的全額をその月の21日に支給する。ただし、その日が祝日法による休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。以下同じ。）、日曜日又は土曜日に当たるときは、次に定める日に支給する。

(1) 祝日法による休日 20日（20日が日曜日に当たるときは、18日）

(2) 日曜日 19日

(3) 土曜日 20日（20日が祝日法による休日に当たるときは、19日）

2 理事長が必要と認めるときは、前項の規定にかかわらず、支給日を繰り上げて支給することができる。

第10条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給、休職、復職等により給料額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であって、その月の初日から支給するとき以外のとき、又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その月の現日数から勤務時間等規則第3条及び第4条の規定に基づく週休日（以下単に「週休日」という。）の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

(管理職手当)

第11条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうち規程で定めるものについて、その職務の特殊性に基づき規程で定めるところにより支給する。

2 前項の管理職手当の月額は、その職員の属する職務の給における最高の号給の給料月額の100分の25を超えない範囲内で規程で定める。

3 第1項に規定する職員の職にある職員には、時間外勤務手当及び休日勤務手当は支給しない。

(平14規則2、平19規則12・一部改正)

(扶養手当)

第12条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族（以下、「扶養親族たる配偶者、父母等」という。）に係る扶養手当は、給料表の適用を受ける職員でその職務の級が9級以上であるものに対しては支給しない。

2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。

(1) 配偶者（届出をしてないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）

- (2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
 - (3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
 - (4) 満60歳以上の父母及び祖父母
 - (5) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹
 - (6) 重度心身障害者
- 3 扶養手当の月額、扶養親族たる配偶者、父母等については1人につき6,500円(給料表の適用を受ける職員でその職務の級が8級であるものにあつては、3,500円)、前項第2号に該当する扶養親族については1人につき10,000円とする。
- 4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。
- 5 前各号に規定するもののほか、扶養親族の増減に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。

(平11規則1、平12規則5、平15規則1、平15規則6、平17規則3、平19規則2、平19規則15、平28規則5・一部改正)

(地域手当)

第13条 職員には、地域手当を支給する。

- 2 地域手当の月額は、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に、次の各号に掲げる区分に応じて、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。
- (1) 事務局に勤務する職員 100分の15
 - (2) 保養所に勤務する職員 100分の6
 - (3) 定款第4条に定める所属所又は全国市町村職員共済組合連合会(次項において「所属所等」という。)に勤務を命じられた職員は、当該勤務場所の割合を適用する。ただし、その割合が第1号を下回るときは第1号の割合とする。
- 3 事務局に引き続き6か月を超えて勤務する職員が保養所に、又は所属所等に引き続き6か月を超えて勤務する職員が事務局にそれぞれ勤務することを命じられたときは、前項の規定にかかわらず、当該命じられた日から2年を経過するまでの間、当該命じられた日の前日の勤務場所に係る前項に規定する割合の地域手当を支給する。ただし、当該命じられた日から1年を超えた日以後2年を経過する日までの期間の地域手当の割合は、同項に規定する割合に100分の80を乗じて得た割合(当該命じられた勤務場所に係る前項に規定する地域手当の割合を下回るときは、当該勤務場所に係る前項に規定する地域手当の割合とする。)とする。

(平18規則3、平21規則3、平26規則10・一部改正)

(住居手当)

第14条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住するため住宅(貸間を含む。)を借り受け、家賃(使用料を含む。以下同じ。)を支払っている職員(愛知県都市職員共済組合が設置した住宅を貸与され、使用料を支払っている職員その他規程で定める職員を除く。)
- (2) 第16条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配

偶者が居住するための住宅（規程で定める住宅を除く。）を借り受け、家賃を支払っているもの又はこれらのものとの権衡上必要があると認められるものとして規程で定めるもの

- 2 住居手当の月額、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に掲げる額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に掲げる額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
 - イ 月額23,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から12,000円を控除した額
 - ロ 月額23,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から23,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が16,000円を超えるときは、16,000円）を11,000円に加算した額
 - (2) 前項第2号に掲げる職員 前号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）
- 3 前2項に規定するもののほか、住居手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。

（平14規則2、平15規則6、平22規則3・一部改正）

（通勤手当）

第15条 通勤手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
 - (2) 通勤のため自動車その他の交通の用具で規程で定めるもの（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
 - (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）
- 2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間に付き、規程で定めるところにより

算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「運賃等相当額」という。）。ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1か月当たりの運賃等相当額」という。）が55,000円を超えるときは、支給単位期間につき、55,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その額が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1か月当たりの運賃等相当額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）

(2) 前項第2号に掲げる職員 支給単位期間につき、55,000円を超えない範囲内で、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規程で定める額（再雇用短時間勤務職員のうち、支給単位期間当たりの通勤回数を考慮して、規程で定める職員にあっては、その額から規程で定める割合を乗じて得た額を減じた額）

(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規程で定める区分に応じ、前2号に定める額（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）、第1号に定める額又は前号に定める額

3 通勤手当は、支給単位期間（規程で定める通勤手当にあっては、規程で定める期間）に係る最初の月の規程で定める日に支給する。

4 通勤手当を支給される職員につき、離職その他規程で定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して規程で定める額を返済させるものとする。

5 この条において「支給単位期間」とは、通勤手当の支給の単位となる期間として6か月を超えない範囲内で1か月を単位として規程で定める期間（自動車等に係る通勤手当にあっては、1か月）をいう。

6 前各項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は、規程で定める。

（平14規則2、平15規則6・一部改正）

（单身赴任手当）

第16条 事務局から保養所への異動、保養所から事務局への異動又は関係団体への派遣による異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動の直後の勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、单身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から当該異動の直後の勤務所に通勤することが、通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 単身赴任手当の月額は、30,000円（規程で定めるところにより算定した職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離が規程で定める距離以上である職員にあっては、その額に70,000円を超えない範囲内で当該交通距離の区分に応じて規程で定める額を加算した額）とする。
- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規程で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務所に通勤することが通勤距離等を考慮して規程で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員（任用の事情等を考慮して理事長が定める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規程で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、単身赴任手当の支給の調整に関する規定その他単身赴任手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。

（平11規則1、平26規則10・一部改正）

第17条 削除

（平18規則3・削除）

（食事手当）

第18条 食事手当は、保養所に勤務する職員に対して支給する。

- 2 食事手当の額は、1食につき、100円とする。

（時間外勤務手当）

第19条 時間外勤務手当は、正規の勤務時間以外の時間に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間以外の時間に勤務した全時間について支給する。

- 2 時間外勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規程で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額とする。

(1) 正規の勤務時間が割り振られた日（次条の規定により正規の勤務時間中に勤務した職員に休日勤務手当が支給されることとなる日を除く。次項において同じ。）における勤務

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務

- 3 再雇用短時間勤務職員が、正規の勤務時間が割り振られた日において、正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした日における正規の勤務時間との合計が7時間45分に達するまでの間の勤務に対する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる勤務の区分に応じてそれぞれ100分の125から100分の150までの範囲内で規程で定める割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）」とあるのは「100分の100（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、

100分の125)」とする。

- 4 前3項の規程にかかわらず、勤務時間等規則第4条又は第5条の規定により割り振られた1週間の正規の勤務時間（以下この項において「割り振り変更前の正規の勤務時間」という。）を超えて勤務することを命ぜられた職員に対しても、割り振り変更前の正規の勤務時間を超えて勤務した全時間について、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25から100分の50までの範囲内で規程で定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。ただし、再雇用短時間勤務職員が、勤務時間等規則第4条又は第5条の規定により、割り振り変更前の正規の勤務時間以外の時間にした勤務のうち、その勤務の時間とその勤務をした週における割り振り変更前の正規の勤務時間との合計が38時間45分に達するまでの間の勤務については、この限りでない。
- 5 次に掲げる時間の合計が1か月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、前各項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。
 - (1) 第1項の勤務（勤務時間等規則第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日における勤務のうち理事長が規程で定めるものを除く。）の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）
 - (2) 前項の勤務（同項ただし書の勤務を除く。）の時間 100分の50
- 6 勤務時間等規則第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間を指定された場合において、当該時間外勤務代休時間に職員が勤務しなかったときは、前項に規定する60時間を超えて勤務した全時間のうち当該時間外勤務代休時間の指定に代えられた時間外勤務手当の支給に係る時間に対しては、当該時間1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額の時間外勤務手当を支給することを要しない。
 - (1) 前項第1号に掲げる時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）から第2項に規定する理事長が規程で定める割合（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を減じた割合
 - (2) 前項第2号に掲げる時間 100分の50から第4項に規定する理事長が規程で定める割合を減じた割合
- 7 第3項に規定する7時間45分に達するまでの間の勤務に係る時間について前2項の規定の適用がある場合における当該時間に対する前項の規定の適用については、同項第1号中「第2項に規定する理事長が規程で定める割合」とあるのは、「100分の100」とする。

（平14規則2、平22規則3、平22規則4・一部改正）

（休日勤務手当）

第20条 休日勤務手当は、勤務時間等規則第9条第1項又は第2項に規定する休日又は休日に相当する日（同規則第10条第1項又は第2項の規定により代休日又は代休日に相当する日を指定されて、当該休日又は休日に相当する日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日又は休日に相当する日に代わる代休日又は代休日に相当する日。以下「祝日法による休日等」という。）及び同規則第9条第1項又は第2項に規定する年末年始の休日又は年末年始の休日に相当する日（同規則第10条第1項又は第2項の規定により代休日又は代休日に相当する日を指定されて、当該休日又は休日に相当する日に割り振られた勤務時間の全部を勤務した職員にあっては、当該休日又は休日に相当する日に代わる代休日又は代休日に相当する日。以下「年末年始の休日等」という。）において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に対して、その正規の勤務時間中に勤務した全時間について支給する。

2 休日勤務手当の額は、前項の勤務1時間につき、第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125から100分の150までの範囲内で規程で定める割合を乗じて得た額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、勤務時間等規則第10条第1項又は第2項に規定する代休日又は代休日に相当する日を指定された職員の、その休日又は休日に相当する日の勤務に対しては、休日勤務手当を支給しない。

（宿日直手当）

第21条 宿日直手当は、勤務時間等規則第8条の規定により宿直勤務又は日直勤務を命ぜられた職員に対して、その勤務1回につき5,900円を支給する。

2 前項の勤務は、第19条から前条までの勤務には含まれないものとする。

（管理職員特別勤務手当）

第22条 管理職員特別勤務手当は、第11条第1項の規定により管理職手当を受ける職員（次項において「管理職員」という。）が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により勤務時間等規則第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日又は祝日法による休日等若しくは年末年始の休日等（以下「週休日等」という。）に勤務した場合に、当該職員に対して支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、12,000円を超えない範囲内において規程で定める額（当該勤務に従事する時間等を考慮して規程で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、6,000円を超えない範囲内において規程で定める額

- 4 第1項の規定にかかわらず、週休日等に勤務することを命ぜられた職員が勤務時間等規則第5条又は第10条第1項若しくは第2項の規定により週休日の振替又は代休日若しくは代休日に相当する日を指定されたときは、その週休日又は休日の勤務に対して管理職員特別勤務手当を支給しない。
- 5 前4項に定めるもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、規程で定める。

(平26規則10・一部改正)

(期末手当)

第23条 期末手当は、6月1日及び12月1日（以下この条から第26条まで及び附則第3項第3号においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、それぞれの基準日の属する月の規程で定める日（次条及び第25条第1項においてこれらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第20条第1号に該当して同規則第23条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（第32条第5項の規定の適用を受ける職員及び規程で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の137.5を乗じて得た額に、基準日以前6か月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6か月 100分の100
- (2) 5か月以上6か月未満 100分の80
- (3) 3か月以上5か月未満 100分の60
- (4) 3か月未満 100分の30

- 3 再雇用職員に対する前項の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「100分の65」と、「100分の137.5」とあるのは「100分の80」とする。

- 4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

- 5 給料表の適用を受ける職員で3級以上で規程で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職制上の段階、職務の級等を考慮して規程で定める職員の区分に応じて100分の20を超えない範囲内で規程で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

- 6 第2項に規定する在職期間の算定に関し必要な事項は、規程で定める。

(平12規則2、平12規則5、平14規則2、平14規則5、平15規則1、平15規則6、平18規則3、平19規則14、平21規則12、平22規則11、平30規則3・一部改正)

第24条 次の各号のいずれかに該当する者には、前条第1項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当（第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差

し止めた期末手当)は、支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第27条の規定による懲戒免職の処分を受けた職員
- (2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に就業規則第23条第4項の規定により失職した職員(同規則第20条第1号に該当して失職した職員を除く。)
- (3) 基準日前1か月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられたもの
- (4) 次条第1項の規定により期末手当の支給を一時差し止める処分を受けた者(当該処分を取り消された者を除く。)で、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたもの

(平19規則14・一部改正)

第25条 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までの間に離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

- (1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。第2項において同じ。)をされ、その判決が確定していない場合
 - (2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であって、その者に対し期末手当を支給することが、組合の業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。
- 2 理事長は、前項の規定による期末手当の支給を一時差し止める処分(以下「一時差止処分」という。)について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、一時差止処分を受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが一時差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
- (1) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられなかった場合
 - (2) 一時差止処分を受けた者について当該一時差止処分の理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合
 - (3) 一時差止処分を受けた者が当該一時差止処分の理由となった行為に係るその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差

止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

- 3 前項の規定は、理事長が、一時差止処分に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 4 理事長は、一時差止処分を行う場合は、当該一時差止処分を受けるべき者に対し、当該一時差止処分の際、一時差止処分の事由を記載した処分書を交付しなければならない。
- 5 前各項に規定するもののほか、一時差止処分に関し必要な事項は、規程で定める。
(勤勉手当)

第26条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員に対して、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6か月以内の期間における勤務の状況に応じて、それぞれ基準日の属する月の規程で定める日に支給する。これらの基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第20条第1号に該当して同規則第23条第4項の規定により失職し、又は死亡した職員（規程で定める職員を除く。）についても、同様とする。

- 2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、理事長が規程で定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、理事長が支給する勤勉手当の額の総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち再雇用職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の90を乗じて得た額の総額

(2) 前項の職員のうち再雇用職員 当該再雇用職員の勤勉手当基礎額に100分の42.5を乗じて得た額の総額

- 3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれの基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。
- 4 第23条第5項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第5項中「前項」とあるのは「第26条第3項」と読み替えるものとする。
- 5 前2条の規定は、第1項の規定による勤勉手当の支給について準用する。この場合において、第24条中「前条第1項」とあるのは「第26条第1項」と、同条第1号中「基準日から」とあるのは「基準日（第26条第1項に規定する基準日をいう。以下この条及び次条において同じ。）から」と、「支給日から」とあるのは「支給日（同項に規定する規程で定める日をいう。以下この条及び次条において同じ。）」と読み替えるものとする。

(特定の職員についての適用除外)

第27条 第19条から第20条の規定は、第11条第1項に規定する職員には適用しない。

(管理職手当等の支給方法)

第28条 管理職手当、地域手当、食事手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、期末手当及び勤勉手当の支給の方法に関し必要な事項は、規程で定める。

(平18規則3・一部改正)

(勤務1時間当たりの給与額)

第29条 勤務1時間当たりの給与額は、職員の給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間等規則第2条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから規程で定める時間を減じたもので除して得た額とする。

- 2 次条第1項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を勤務時間等規則第2条に規定する1週間当たりの勤務時間に52を乗じたもので除して得た額とする。

(平18規則3、平22規則11・一部改正)

(給与の減額)

第30条 職員が正規の勤務時間中に勤務しないときは、勤務時間等規則第8条の2第1項に規定する時間外勤務代休時間、祝日法による休日等又は年末年始の休日等である場合、休暇による場合その他その勤務しないことにつき承認のあった場合を除き、その勤務しない1時間につき、前条第2項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額する。

- 2 職員が負傷（業務上の負傷及び通勤（労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）第7条第2項に規定する通勤をいう。以下この項及び第32条において同じ。）による負傷を除く。）若しくは疾病（業務上の疾病及び通勤による疾病を除く。）に係る療養のため勤務時間等規則第13条に規定する病気休暇の開始の日から起算して90日を超えて引き続き勤務しないときは、前項の規定にかかわらず、その超える期間につき、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に100分の50を乗じて得た額を減額する。
- 3 前項に規定するもののほか、同項の勤務しない期間の範囲、給料の計算その他同項の規程による給与の減額に関し必要な事項は、理事長が規程で定める。
- 4 減額すべき給与額は、その減額すべき給与額をその月の翌月以後の給与から差し引くものとする。

(平18規則3、平22規則4、平22規則11、平23規則3・一部改正)

(端数の処理)

第31条 第29条に規定する勤務1時間当たりの給与額及び第19条から第20条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合において、当該額に50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上の端数を生じたときはこれを切り上げる。

(退職者の給与)

第32条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、就業規則第24条第1号に掲げる事由により休職にされたときは、その休職の期間中、給与の全額を支給する。

2 職員が結核性疾患にかかり、就業規則第24条第1号に掲げる事由により休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

3 職員が前2項以外の心身の故障により就業規則第24条第1号に掲げる事由により休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の80を支給する。

4 職員が就業規則第24条第2号に掲げる事由により休職にされたときは、その休職の期間中、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。

5 第2項及び第3項に規定する職員が、当該各項に規定する期間内で第23条第1項に規定する基準日前1か月以内に退職し、若しくは就業規則第20条第1号に該当して同規則第23条第4項の規定により失職し、又は死亡したときは、同項の規定により規程で定める日に、当該各項の例による額の期末手当を支給する。ただし、規程で定める職員については、この限りでない。

6 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第24条及び第25条の規定を準用する。この場合において、第25条中「前条第1項」とあるのは、「第32条第5項」と読み替えるものとする。

(平18規則3、平19規則14・一部改正)

(再雇用職員についての適用除外)

第32条の2 第12条及び第14条の規定は、再雇用職員には適用しない。

(平14規則2・追加、平26規則10・一部改正)

(臨時又は非常勤職員の給与)

第33条 第2条から前条までの規定にかかわらず、臨時又は非常勤の職員（再雇用短時間勤務職員を除く。）に支給する給与は、その職務の特殊性及び常勤の職員の給与との権衡を考慮し、理事長が定める。

(平14規則2・一部改正)

(規程への委任)

第34条 この規則の施行に関し必要な事項は、規程で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(平14規則5・一部改正)

(経過措置)

2 施行日の前に職員の給与に関してなされた決定その他の手続きは、この規則の規定に基づいてなされたものとみなす。

(平14規則5、平22規則11・一部改正)

附 則（平成11年2月23日規則第1号）

改正 平成18年3月31日規則第3号

（施行期日等）

- 1 この規則は、公告の日から施行する。ただし、第8条第4項、第6項及び第7項の改正規定並びに附則第8項から第10項までの規定は、平成11年4月1日から施行する。
- 2 この規則（前項ただし書に規定する改正規定を除く。附則第4項において同じ。）による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）は、平成10年4月1日から適用する。

（最高号給等の切替え等）

- 3 平成10年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

（切替期間における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規則による改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

（切替日前の異動者の号給等の調整）

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合の権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 6 前3項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則及びこれに基づく規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（施行日から平成11年3月31日までの間における異動者の号給等の調整）

- 7 施行日から平成11年3月31日までの間において、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用の日又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規則の規定が適用され、次いで当該適用の日又は異動の日から改正後の規則の規定が適用されるものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長

の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 8 改正後の規則の規定を適用する場合には、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 9 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成12年2月29日規則第2号) 抄

(施行期日等)

- 1 この規則は、公告の日から施行し、〔中略〕ただし、第2条の規定は、平成12年4月1日から施行する。

- 2 第1条の規定による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則(以下「改正後の規則」という。)の規定は、平成11年4月1日から適用する。

(最高号給等の切替え等)

- 3 平成11年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において職務の級における最高の号給又は最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

(切替期間における異動者の号給等)

- 4 切替日からこの規則の施行の日(以下この項及び附則第6項において「施行日」という。)の前日までの間において、第1条の規定による改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則(以下「改正前の規則」という。)の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の規則の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間は、理事長の定めるところによる。切替日から施行日の前日までの間において、愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成11年愛知県都市職員共済組合規則第1号。附則第7項において「平成11年改正規則」という。)第8項及び第9項の規定により昇給した職員のうち、理事長の定める職員の、改正後の規則の規定による当該昇給の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間についても、同様とする。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 6 施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の規則の規定により、新

たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規則の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規則の規定が適用されるものとした場合の権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 7 附則第3項から第5項までの規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の規則又は平成11年改正規則附則第8項及び第9項並びにこれらに基づく規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成11年度分の期末手当の額の特例)

- 8 平成11年12月に改正前の規則第23条の規定に基づいて支給された職員の期末手当の額が、改正後の規則第23条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。
- 9 前項の規定の適用を受ける職員の平成12年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の規則第23条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額から前項の差額（その差額が同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額）を減じて得た額とする。

(給与の内払)

- 10 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 11 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成12年12月1日規則第5号)

(施行期日等)

- 1 この規則は、公告の日から施行し、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（次項において「改正後の規則」という。）の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 2 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成14年2月26日規則第2号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成14年4月1日から施行する。〔後略〕

附 則（平成14年2月26日規則第5号）

（施行期日等）

1 この規則は、公告の日から施行し、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「改正後の規則」という。）は、平成13年4月1日から適用する。

（期末手当の額の特例）

2 平成13年12月に改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「改正前の規則」という。）第23条の規定に基づいて支給される職員の期末手当の額が、改正後の規則第23条の規定に基づいてその者が同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、同月に支給されるべきその者の期末手当の額は、同条第2項の規定にかかわらず、その差額を同条の規定に基づいて支給されることとなる期末手当の額に加算した額とする。

3 前項の規定の適用を受ける職員の平成14年3月に支給されるべき期末手当の額は、改正後の規則第23条第2項の規定にかかわらず、同条の規定に基づいてその者が同日に支給されることとなる期末手当の額から前項の差額（その差額が同条の規定に基づいて同月に支給されることとなる期末手当の額を超えるときは、その期末手当の額）を減じて得た額とする。

（給与の内払）

4 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

附 則（平成15年2月27日規則第1号）抄

（施行期日）

1 この規則は、平成15年3月1日から施行する。ただし、第2条並びに附則第6項〔中略〕の規定は、平成15年4月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の内払等）

2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則及びこれに基づく規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成15年3月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成15年3月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則(以下この項において「改正後の給与規則」という。)第23条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、第32条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額に相当する額を減じた額(同号に掲げる額が第1号に掲げる額を超える場合には、その超える額に相当する額を基準額に加えた額)とする。この場合において、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を減じた額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

- (1) 平成15年3月1日(期末手当について改正後の給与規則第23条第1項後段又は第32条第5項の規定の適用を受ける職員にあっては、退職し、若しくは失職し、又は死亡した日。以下この号及び次項において「基準日」という。)まで引き続いて在職した期間で平成14年4月1日から施行日の前日までのもの(当該引き続いて在職した期間以外の在職した期間で同月1日から施行日の前日までのものであって、それ以後の基準日までの期間における雇用の事情を考慮して理事長の定めるものを含む。次号において「継続在職期間」という。)について支給される給与のうち給料及び扶養手当並びにこれらの額の改定により額が変動することとなる給与(次号において「給料等」という。)の額の合計額
- (2) 継続在職期間について改正後の給与規則の規定による給料月額(継続在職期間において附則第2項に規定する職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた期間がある職員にあっては、当該期間について理事長の定める給料月額)及び改正後の給与規則の規定による扶養手当の額により算定した場合の給料等の額の合計額

(平成15年6月に支給する期末手当に関する経過措置)

- 6 平成15年6月に支給する期末手当に関する第2条の規定による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第23条第2項の規定の適用については、同項中「6か月以内」とあるのは「3か月以内」と、同項第1号中「6か月」とあるのは「3か月」と、同項第2項中「5か月以上6か月未満」とあるのは「2か月15日以上3か月未満」と、同項第3号中「3か月以上5か月未満」とあるのは「1か月15日以上2か月15日未満」と、同項第4号中「3か月未満」とあるのは「1か月15日未満」とする。

(委任)

- 7 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成15年11月25日規則第6号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成16

年4月1日から施行する。

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（職員が受けていた号給等の基礎）

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、第1条の規定による改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則及びこれに基づく規程の規定に従って定められたものでなければならない。

（平成15年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

- 5 平成15年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下この項において「改正後の給与規則」という。）第23条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第32条第1項から第3項まで若しくは第6項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成15年4月1日において職員が受けるべき給与（理事長が定める手当を除く。）の月額の合計額に100分の1.07を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数（同4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

(2) 平成15年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の1.07を乗じて得た額

（委任）

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成17年11月30日規則第3号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成17年12月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

- 2 この規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこ

れを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長の定めるところによる。

(施行日前の異動者の号給等の調整)

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 4 前2項の規定の適用については、職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則及びこれに基づく規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(平成17年12月に支給する期末手当に関する特例措置)

- 5 平成17年12月に支給する期末手当の額は、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第23条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで、第32条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下この項において「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下この項において「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は、支給しない。

(1) 平成17年4月1日において職員が受けるべき給料月額、管理職手当、扶養手当、調整手当、住居手当及び単身赴任手当(愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第16条第2項に規定する規程で定める額を除く。)の月額の合計額に100分の0.36を乗じて得た額に、同年4月から施行日の属する月の前月までの月数(同年4月1日から施行日の前日までの期間において在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数)を乗じて得た額

(2) 平成17年6月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.36を乗じて得た額

(委任)

- 6 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成18年3月31日規則第3号) 抄

改正 平成19年11月29日規則第14号

平成21年11月30日規則第12号

平成22年11月30日規則第11号

平成23年11月30日規則第5号

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年4月1日から施行し、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則第13条第3項の規定は、平成18年4月1日以後に勤務場所の異動を命じられたときから適用する。

(特定の職務の級の切替え)

- 2 平成18年4月1日(以下「切替日」という。)の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が附則別表第1に掲げられている職務の級であった職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。

(号給の切替え)

- 3 切替日の前日において愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則(以下「給与規則」という。)別表の給料表の適用を受けていた職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、次項に規定する職員を除き、旧級、切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)及びその者が旧号給を受けていた期間(理事長の定める職員にあっては、理事長の定める期間。以下理事長の定める期間。以下「経過期間」という。)に応じて附則別表第2に定める号給とする。

(職務の級における最高の号給を超える給料月額の切替え)

- 4 切替日の前日において給与規則別表の給料表に定める職務の級における最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における号給又は給料月額は、理事長が定める。

(切替日前の異動者の号給の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長の定めるこれに準ずる職員の新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(職員が受けていた号給等の基礎)

- 6 附則第2項から前項までの規定の適用については、これらの規定に規定する職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給又は給料月額は、改正前の給与規則又は附則第13項の規定による改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成11年愛知県都市職員共済組合規則第1号)附則第8項及び第9項並びにこれらに基づく規程の規程に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

- 7 切替日の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額(愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(平成21年愛知県都市職員共済組合規則第12号。第1号において「平成21年改正規則」という。)の施行の日において次の各号に掲げる職員である者)にあっては、当該給料月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とし、その額に1円未満の端数を生じたときはこれを切り捨てた額とする。)に達しないこととなるもの(理事長の定める職員を除く。)には、平成25年3月31日までの間は、給料月額のほか、その差額に相当する額(給与規則附則第3項の規定により給与が減ぜられて支給される職員にあっては、当該額に100分の98.5を乗じ

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則

て得た額) から当該差額に相当する額の半額 (その額が 1 万円を超える場合にあっては、1 万円) を減じた額を給料として支給する。

(1) 平成 21 年改正規則附則第 2 項第 1 号に規定する減額改定対象職員 100 分の 99.1

(2) 前号に掲げる職員以外の職員 100 分の 99.34

8 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員 (前項に規定する職員を除く。) について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

9 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前 2 項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前 2 項の規定に準じて、給料を支給する。

10 前 3 項の規定による給料を支給される職員に関する給与規則第 11 条第 2 項の規定については、同項中「給料月額」とあるのは「給料月額と愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則 (平成 18 年愛知県都市職員共済組合規則第 3 号) 附則第 7 項から第 9 項までの規定による給料の額との合計額」とする。

11 削除

12 改正後の給与規則第 17 条の規定は、平成 18 年 4 月分以後の奉仕手当について適用し、平成 18 年 3 月分以前の奉仕手当については、なお従前の例による。

(委任)

13 附則第 2 項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附則別表第 1 職務の級の切替表 (附則第 2 項関係)

旧 級	新 級
1 級	1 級
2 級	
3 級	2 級
4 級	3 級
5 級	
6 級	4 級
7 級	5 級

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則

8級	6級
9級	7級
10級	8級

附則別表第2 旧級がこれに対応する附則別表第1の新級欄に掲げられている職務の級
の号給の切替表（附則第3項関係）

旧号給	旧級 経過期間	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
		1	3月未満			1	1	5	1	1	1
3月以上6月未満				2	1	6	1	1	1	1	1
6月以上9月未満				3	1	7	1	1	1	1	1
9月以上12月未満				4	1	8	1	1	1	1	1
12月以上				5	1	9	1	1	1	1	1
2	3月未満	1	25	5	1	9	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	2	26	6	2	10	1	1	1	1	1
	6月以上9月未満	3	27	7	3	11	1	1	1	1	1
	9月以上12月未満	4	28	8	4	12	1	1	1	1	1
	12月以上	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
3	3月未満	5	29	9	5	13	1	1	1	1	1
	3月以上6月未満	6	30	10	6	14	2	1	1	1	1
	6月以上9月未満	7	31	11	7	15	3	1	1	1	1
	9月以上12月未満	8	32	12	8	16	4	1	1	1	1
	12月以上	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
4	3月未満	9	33	13	9	17	5	1	1	1	1
	3月以上6月未満	10	34	14	10	18	6	2	1	1	1
	6月以上9月未満	11	35	15	11	19	7	3	1	1	1
	9月以上12月未満	12	36	16	12	20	8	4	1	1	1
	12月以上	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
5	3月未満	13	37	17	13	21	9	5	1	1	1
	3月以上6月未満	14	38	18	14	22	10	6	2	1	1
	6月以上9月未満	15	39	19	15	23	11	7	3	1	1
	9月以上12月未満	16	40	20	16	24	12	8	4	1	1

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則

	12月以上	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
6	3月未満	17	41	21	17	25	13	9	5	1	1
	3月以上6月未満	18	42	22	18	26	14	10	6	2	1
	6月以上9月未満	19	43	23	19	27	15	11	7	3	1
	9月以上12月未満	20	44	24	20	28	16	12	8	4	1
	12月以上	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
7	3月未満	21	45	25	21	29	17	13	9	5	1
	3月以上6月未満	22	46	26	22	30	18	14	10	6	2
	6月以上9月未満	23	47	27	23	31	19	15	11	7	3
	9月以上12月未満	24	48	28	24	32	20	16	12	8	4
	12月以上	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
8	3月未満	25	49	29	25	33	21	17	13	9	5
	3月以上6月未満	26	50	30	26	34	22	18	14	10	6
	6月以上9月未満	27	51	31	27	35	23	19	15	11	7
	9月以上12月未満	28	52	32	28	36	24	20	16	12	8
	12月以上	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
9	3月未満	29	53	33	29	37	25	21	17	13	9
	3月以上6月未満	29	54	34	30	38	26	22	18	14	10
	6月以上9月未満	30	55	35	31	39	27	23	19	15	11
	9月以上12月未満	30	56	36	32	40	28	24	20	16	12
	12月以上	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
10	3月未満	31	57	37	33	41	29	25	21	17	13
	3月以上6月未満	31	58	38	34	42	30	26	22	18	14
	6月以上9月未満	32	59	39	35	43	31	27	23	19	15
	9月以上12月未満	32	60	40	36	44	32	28	24	20	16
	12月以上	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
11	3月未満	33	61	41	37	45	33	29	25	21	17
	3月以上6月未満	33	62	42	38	46	34	30	26	22	18
	6月以上9月未満	33	63	43	39	47	35	31	27	23	19
	9月以上12月未満	34	64	44	40	48	36	32	28	24	20
	12月以上	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
12	3月未満	34	65	45	41	49	37	33	29	25	21
	3月以上6月未満	34	66	46	42	50	38	34	30	26	22
	6月以上9月未満	35	67	47	43	51	39	35	31	27	23

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則

	9月以上12月未満	35	68	48	44	52	40	36	32	28	24
	12月以上	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
13	3月未満	35	69	49	45	53	41	37	33	29	25
	3月以上6月未満	36	70	50	46	54	42	38	34	30	26
	6月以上9月未満	36	71	51	47	55	43	39	35	31	27
	9月以上12月未満	36	72	52	48	56	44	40	36	32	28
	12月以上	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
14	3月未満	37	73	53	49	57	45	41	37	33	29
	3月以上6月未満	37	74	54	49	58	46	42	38	34	30
	6月以上9月未満	37	75	55	50	59	47	43	39	35	31
	9月以上12月未満	37	76	56	50	60	48	44	40	36	32
	12月以上	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
15	3月未満	38	77	57	51	61	49	45	41	37	33
	3月以上6月未満	38	78	58	51	62	50	46	42	38	34
	6月以上9月未満	38	79	59	52	63	51	47	43	39	35
	9月以上12月未満	38	80	60	52	64	52	48	44	40	36
	12月以上	39	81	61	52	65	53	49	45	41	37
16	3月未満	39	81	61	53	65	53	49	45	41	
	3月以上6月未満	39	82	62	54	66	54	50	46	42	
	6月以上9月未満	39	83	63	55	67	55	51	47	43	
	9月以上12月未満	39	84	64	56	68	56	52	48	44	
	12月以上	40	85	65	57	69	57	53	49	45	
17	3月未満		85	65	57	69	57	53	49	45	
	3月以上6月未満		86	66	57	70	58	54	50	46	
	6月以上9月未満		87	67	58	71	59	55	51	47	
	9月以上12月未満		88	68	58	72	60	56	52	48	
	12月以上		89	69	59	73	61	57	53	49	
18	3月未満		89	69	59	73	61	57	53	49	
	3月以上6月未満		90	70	59	74	62	58	54	50	
	6月以上9月未満		91	71	60	75	63	59	55	51	
	9月以上12月未満		92	72	60	76	64	60	56	52	
	12月以上		93	73	61	77	65	61	57	53	
19	3月未満		93	73	61	77	65	61	57		
	3月以上6月未満		93	74	61	78	66	62	58		

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則

	6月以上9月未満		93	75	61	79	67	63	59		
	9月以上12月未満		93	76	62	80	68	64	60		
	12月以上		93	77	62	81	69	65	61		
20	3月未満			77	62	81	69	65	61		
	3月以上6月未満			78	62	82	70	66	62		
	6月以上9月未満			79	63	83	71	67	63		
	9月以上12月未満			80	63	84	72	68	64		
	12月以上			81	63	85	73	69	65		
21	3月未満			81	63	85	73	69	65		
	3月以上6月未満			82	64	86	74	70	66		
	6月以上9月未満			83	64	87	75	71	67		
	9月以上12月未満			84	64	88	76	72	68		
	12月以上			85	65	89	77	73	69		
22	3月未満			85	65	89	77	73			
	3月以上6月未満			86	65	90	78	74			
	6月以上9月未満			87	66	91	79	75			
	9月以上12月未満			88	66	92	80	76			
	12月以上			89	67	93	81	77			
23	3月未満			89	67	93	81				
	3月以上6月未満			90	67	94	82				
	6月以上9月未満			91	68	95	83				
	9月以上12月未満			92	68	96	84				
	12月以上			93	69	97	85				
24	3月未満			93	69	97	85				
	3月以上6月未満			94	70	98	86				
	6月以上9月未満			95	71	99	87				
	9月以上12月未満			96	72	100	88				
	12月以上			97	73	101	89				
25	3月未満			97	73	101					
	3月以上6月未満			98	73	102					
	6月以上9月未満			99	74	103					
	9月以上12月未満			100	74	104					
	12月以上			101	75	105					
26	3月未満			101	75	105					

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則

	3月以上6月未満			102	75	106					
	6月以上9月未満			103	76	107					
	9月以上12月未満			104	76	108					
	12月以上			105	77	109					
27	3月未満			105	77						
	3月以上6月未満			106	78						
	6月以上9月未満			107	79						
	9月以上12月未満			108	80						
	12月以上			109	81						
28	3月未満			109	81						
	3月以上6月未満			110	82						
	6月以上9月未満			111	83						
	9月以上12月未満			112	84						
	12月以上			113	85						
29	3月未満			113							
	3月以上6月未満			114							
	6月以上9月未満			115							
	9月以上12月未満			116							
	12月以上			117							
30	3月未満			117							
	3月以上6月未満			118							
	6月以上9月未満			119							
	9月以上12月未満			120							
	12月以上			121							
31	3月未満			121							
	3月以上6月未満			122							
	6月以上9月未満			123							
	9月以上12月未満			124							
	12月以上			125							
32	3月未満			125							
	3月以上6月未満			125							
	6月以上9月未満			125							
	9月以上12月未満			125							
	12月以上			125							

附 則（平成19年2月28日規則第2号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年6月29日規則第12号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成19年7月1日から施行する。
（平成23年3月31日までの間における管理職手当に関する経過措置）
- 2 愛知県都市職員共済組合の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年愛知県都市職員共済組合規則第3号）附則第7項から第9項までの規定による給料を支給される職員のうちその者の受ける給料月額と当該給料の額との合計額が、その者の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える職員についてのこの規則による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第11条第2項の規定の適用については、平成23年3月31日までの間は、同項の規定中「職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額」とあるのは、「職員の給料月額と愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年愛知県都市職員共済組合規則第3号）附則第7項から第9項までの規定による給料の額との合計額」とする。

（委任）

- 3 前項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成19年11月29日規則第14号）抄

（施行期日）

- 1 この規則は、公告の日から施行する。

附 則（平成19年12月20日規則第15号）

（施行期日等）

- 1 この規則は、公告の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成20年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「規則」という。）第26条第2項第1号の改正規定を除く。）による改正後の規則の規定は平成19年4月1日から、第1条の規定（規則第26条第2項第1号の改正規定に限る。）による改正後の規則の規定は同年12月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（委任）

- 4 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成21年3月30日規則第3号）

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。

2 保養所に勤務する職員には、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第13条の規定にかかわらず、この規則の施行の日から平成22年3月31日までの間、給料、管理職手当及び扶養手当の月額合計額に100分の4を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

附 則（平成21年5月29日規則第4号）

この規則は、公告の日から施行する。

附 則（平成21年11月30日規則第12号）

（施行期日）

1 この規則は、平成21年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成22年4月1日から施行する。

（平成21年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

2 平成21年12月に支給する期末手当の額は、第1条の規定による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下この項において「新規則」という。）第23条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項まで、第32条第1項から第3項まで若しくは第5項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額（以下この項において「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下この項において「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成21年4月1日（同月2日からこの規則の施行の日（以下この項及び次項において「施行日」という。）までの間に職員（新規則第33条に規定する職員を除く。以下この項及び次項において同じ。）以外の者又は職員であって適用される給料表の職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるものからこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者（同月1日に減額改定対象職員であった者で理事長の定めるものを除く。）にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長の定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当（新規則第16条第2項に規定する規程で定める額を除く。）の月額合計額に100分の0.24を乗じて得た額に、同月から施行日の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長の定める期間がある職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号 給
1 級	1 号給から56号給まで

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則

2 級	1 号給から24号給まで
3 級	1 号給から 8 号給まで

(2) 平成21年6月1日において減額改定対象職員であった者（理事長の定める者を除く。）に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.24を乗じて得た額。

3 平成21年4月1日から施行日までの間において理事長の定める者であった者から引き続き新たに職員となった者で理事長の定めるものに関する前項の規定の適用については、同項中「次に掲げる額」とあるのは、「次に掲げる額及び理事長の定める者との権衡を考慮して理事長の定める額」とする。

（委任）

4 前2項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成22年3月31日規則第3号）

1 この規則は、平成22年4月1日から施行する。

2 この規則の施行の日前に、この規則による改正前の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第14条第1項第3号の規定により支給中の住居手当については、支給期間が終了するまでの間、従前の例による。

附 則（平成22年3月31日規則第4号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年11月30日規則第11号）抄

（施行期日）

第1条 この規則は、平成22年12月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成23年4月1日から施行する。

（平成22年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

第2条 平成22年12月に支給する期末手当の額は、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第23条第2項（同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第4項から第6項までの規定（愛知県都市職員共済組合職員の育児休業等に関する規則（平成22年愛知県都市職員共済組合規則第9号。附則第4条及び第6条において「育児休業規則」という。）第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）、第32条第1項から第3項までの規定及び第5項並びに附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算出される期末手当の額（以下「基準額」という。）から次に掲げる額の合計額（以下「調整額」という。）に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成22年4月1日（同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則

表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの（改正後の給与規則附則第3項の規定が施行されていたとした場合においても同項の規定の適用を受けず、かつ、愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則（平成18年愛知県都市職員共済組合規則第3号）附則第7項の規定を受けない職員に限る。）からこれらの職員以外の職員（以下この項において「減額改定対象職員」という。）となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日（当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長の定める日）において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.28を乗じて得た額に同月からこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の属する月の前月までの月数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間があつた職員にあつては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号給
1級	1号給から93号給まで
2級	1号給から64号給まで
3級	1号給から48号給まで
4級	1号給から32号給まで
5級	1号給から24号給まで
6級	1号給から16号給まで
7級	1号給から4号給まで

- (2) 平成22年6月1日において減額改定対象職員であつた者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.28を乗じて得た額
 （平成22年4月1日前に55歳に達した職員に関する読替え）

第3条 平成22年4月1日前に55歳に達した職員に対する改正後の給与規則附則第3項の規定の適用については、同項中「当該特定職員が55歳に達した日後における最初の4月1日」とあるのは「愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則等の一部を改正する規則（平成22年愛知県都市職員共済組合規則第11号）の施行の日」と、「55歳に達した日後における最初の4月1日後」とあるのは「同日後」とする。

（平成23年4月1日における号給の調整）

第4条 平成23年4月1日において43歳に満たない職員のうち、平成22年1月1日において給与規則第8条第4項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して理事長が定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の平成23年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

- 2 育児休業規則第17条に規定する育児短時間勤務職員に対する前項の規定の適用に

については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児休業規則第20条の規定により読み替えられた給与規則第8条第1項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

3 前項の規定は、育児休業規則第23条の規定による勤務をしている職員について準用する。

4 育児休業規則第24条第1項に規定する短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児休業規則第20条の規定により読み替えられた給与規則第8条第1項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

(委任)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成23年3月31日規則第3号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年11月30日規則第5号)

(施行期日)

第1条 この規則は、平成23年12月1日から施行する。ただし、第2条中愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則の一部を改正する規則(以下「平成18年改正規則」という。)附則第7項各号列記以外の部分の改正規定及び附則第3条の規定は、平成24年4月1日から施行する。

(平成23年12月に支給する期末手当に関する特別措置)

第2条 平成23年12月に支給する期末手当の額は、愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第23条第2項(同条第3項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)及び第4項から第6項まで(愛知県都市職員共済組合職員の育児休業等に関する規則(平成22年愛知県都市職員共済組合規則第9号。以下「育児休業規則」という。)第20条の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、第32条第1項から第3項まで若しくは第5項若しくは附則第3項の規定にかかわらず、これらの規定により算定される期末手当の額(以下「基準額」という。)から次に掲げる額の合計額(以下「調整額」という。)に相当する額を減じた額とする。この場合において、調整額が基準額以上となるときは、期末手当は支給しない。

(1) 平成23年4月1日(同月2日から同年12月1日までの間に職員以外の者又は職員であって適用される給料表並びにその職務の級及び号給がそれぞれ次の表の職務の級欄及び号給欄に掲げるものであるもの(平成18年改正規則附則第7項の規定の適用を受けない職員に限る。)からこれらの職員以外の職員(以下「減額改定対象職員」という。)となった者にあつては、その減額改定対象職員となった日(当該日が2以上あるときは、当該日のうち理事長の定める日)において減額改定対象職員が受けるべき給料、管理職手当、扶養手当、地域手当、住居手当及び単身赴任手当の月額合計額に100分の0.37を乗じて得た額に、同月からこの規則の施行の日(以下「施行日」という。)の属する月の前月までの月

数（同年4月1日から施行日の前日までの期間において、在職しなかった期間、給料を支給されなかった期間、減額改定対象職員以外の職員であった期間その他の理事長が定める期間がある職員にあっては、当該月数から当該期間を考慮して理事長の定める月数を減じた月数）を乗じて得た額

職務の級	号給
1級	1号給から93号給まで
2級	1号給から76号給まで
3級	1号給から60号給まで
4級	1号給から44号給まで
5級	1号給から36号給まで
6級	1号給から28号給まで
7級	1号給から16号給まで

- (2) 平成23年6月1日において減額改定対象職員であった者に同月に支給された期末手当及び勤勉手当の合計額に100分の0.37を乗じて得た額
(平成24年4月1日における号給の調整)

第3条 平成24年4月1日において42歳に満たない職員のうち、当該職員の平成19年1月1日、平成20年1月1日及び平成21年1月1日における給与規則第8条第4項の規定による昇給その他の号給の決定の状況（以下「調整考慮事項」という。）を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の平成24年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給（同日において36歳に満たない職員であって、当該職員の調整考慮事項を考慮して特に調整の必要があるものとして理事長が定める職員にあっては、2号給）上位の号給とする。

2 平成25年4月1日において平成18年改正規則附則第7項から第10項の規定による給料に関する状況を考慮して理事長が定める年齢に満たない職員のうち、当該職員の調整考慮事項及び前項の規定による号給の調整の状況を考慮して調整の必要があるものとして理事長が定める職員の同日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

3 育児休業規則第17条に規定する育児短時間勤務職員に対する前2項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児休業規則第20条の規定により読み替えられた給与規則第8条第1項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

4 前項の規定は、育児休業規則第23条の規定による勤務をしている職員について準用する。

5 育児休業規則第24条第1項に規定する短時間勤務職員に対する第1項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「とするものとし、その者の給料月額は、当該号給に応じた額に、育児休業規則第20条の規定により読み替えられた給与規則第8条第1項に規定する算出率を乗じて得た額とする」とする。

(委任)

第4条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成26年6月26日規則第8号）

この規則は、公告の日から施行する。

附 則（平成26年12月5日規則第10号）

改正 平成27年2月27日規則第3号

平成28年2月29日規則第1号

（施行期日等）

- 1 この規則は、公告の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定（愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「規則」という。）第26条第2項及び附則第7項の改正規定を除く。）による改正後の規則の規定は、平成26年4月1日から適用する。
（平成26年12月に支給する勤勉手当に関する特例）
- 3 平成26年12月に支給する勤勉手当については、改正後の規則第26条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の82.5」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の37.5」とし、改正後の附則第7項中「100分の1.125」とあるのは「100分の1.2375」と、「100分の75」とあるのは「100分の82.5」とする。
（給与の内払）
- 4 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。
（給料の切替に伴う経過措置）
- 5 平成27年4月1日（以下「切替日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員で、その者の受ける給料月額が同日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの（理事長の定める職員を除く。）には、平成30年3月31日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額（規則附則第3項で規定する職務の級が6級以上である者（再雇用職員を除く。以下この項において「特定職員」という。）にあっては、55歳に達した日後における最初の4月1日（特定職員以外の者が55歳に達した日後における最初の4月1日後に特定職員となった場合にあっては、特定職員となった日）以後、当該額に100分の98.5を乗じて得た額）を給料として支給する。
- 6 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（前項に規定する職員を除く。）について、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。
- 7 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、採用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、理事長の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則

(平成 27 年 3 月 31 日までの間における昇給に関する特例)

- 平成 27 年 3 月 31 日までの間における規則第 8 条第 4 項の規定の適用については、同項中「4 号給」とあるのは「3 号給」と、「3 号給」とあるのは「2 号給」とする。

(地域手当に関する経過措置)

- 平成 28 年 3 月 31 日までの間における規則第 13 条第 2 項の規定の適用については、同項第 1 号中「100 分の 15」とあるのは「100 分の 14」と、同項第 2 号中「100 分の 6」とあるのは「100 分の 4」とする。

(単身赴任手当に関する経過措置)

- 平成 28 年 3 月 31 日までの間における規則第 16 条第 2 項の規定の適用については、同項中「30,000 円」とあるのは、「26,000 円」とする。

(委任)

- 附則第 3 項から前項までに定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成 28 年 2 月 29 日規則第 1 号)

(施行期日等)

- この規則は、公告の日から施行する。ただし、第 4 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 2 条及び第 3 条の規定（愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「規則」という。））による改正後の規則の規定は、平成 27 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 27 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 平成 27 年 12 月に支給する勤勉手当については、改正後の規則第 26 条第 2 項第 1 号中「100 分の 80」とあるのは「100 分の 85」と、同項第 2 号中「100 分の 37.5」とあるのは「100 分の 40」とし、改正後の附則第 7 項中「100 分の 1.2」とあるのは「100 分の 1.275」と、「100 分の 80」とあるのは「100 分の 85」とする。

(給与の内払)

- 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 前 4 項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成 28 年 12 月 8 日規則第 5 号)

(施行期日等)

- この規則は、公告の日から施行する。ただし、第 2 条の規定は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 第 1 条の規定（愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「規則」という。）第 26 条第 2 項及び附則第 7 項の改正規定を除く。）による改正後の規則の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

(平成 28 年 12 月に支給する勤勉手当に関する特例)

- 3 平成 28 年 12 月に支給する勤勉手当については、改正後の規則第 26 条第 2 項第 1 号中「100 分の 85」とあるのは「100 分の 90」と、同項第 2 号中「100 分の 40」とあるのは「100 分の 42.5」とし、改正後の附則第 7 項中「100 分の 1.275」とあるのは「100 分の 1.35」と、「100 分の 85」とあるのは「100 分の 90」とする。

(給与の内払)

- 4 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

(平成 32 年 3 月 31 日までの間における扶養手当に関する特例)

- 5 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間は、改正後の規則第 12 条第 1 項ただし書の規定は適用せず、改正後の規則第 12 条第 3 項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等については 1 人につき 6,500 円（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものにあつては、3,500 円）、前項第 2 号に該当する扶養親族については 1 人につき 10,000 円」とあるのは、「前項第 1 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる配偶者」という。）については 10,000 円、同項第 2 号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については 1 人につき 8,000 円（職員に配偶者がいない場合にあつては、そのうち 1 人については 10,000 円）、同項第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族（以下「扶養親族たる父母等」という。）については 1 人につき 6,500 円（職員に配偶者及び扶養親族たる子がいない場合にあつては、そのうち 1 人については 9,000 円）」とする。

- 6 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間は、改正後の規則第 12 条第 1 項ただし書の規定は適用せず、改正後の規則第 12 条第 3 項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは、「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「（給料表の適用を受ける職員でその職務の級が 8 級であるものにあつては、3,500 円）、前項第 2 号」とあるのは、「同項第 2 号」とする。

- 7 平成 31 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日までの間は、改正後の規則第 12 条第 1 項ただし書の規定は適用せず、改正後の規則第 12 条第 3 項の規定の適用については、同項中「扶養親族たる配偶者、父母等」とあるのは、「前項第 1 号及び第 3 号から第 6 号までのいずれかに該当する扶養親族」と、「が 8 級」とあるのは「が 8 级以上」と、「8 級職員」とあるのは「8 级以上職員」と、「前項第 2 号」とあるのは「同項第 2 号」とする。

(委任)

- 8 前 5 項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則 (平成 29 年 2 月 28 日規則第 2 号)

- 1 この規則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則第 26 条

第1項の規定は、平成28年12月以降に支給する勤勉手当について適用し、同年6月に支給する勤勉手当については、なお従前の例による。

附 則（平成29年12月18日規則第9号）

（施行期日等）

- 1 この規則（第26条第2項及び附則第7項の改正規定を除く。）は、公告の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

（平成29年12月に支給する勤勉手当に関する特例）

- 2 平成29年12月に支給する勤勉手当については、改正後の愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則（以下「規則」という。）第26条第2項第1号中「100分の90」とあるのは「100分の95」と、同項第2号中「100分の42.5」とあるのは「100分の45」とし、改正後の附則第7項中「100分の1.35」とあるのは「100分の1.425」と、「100分の90」とあるのは「100分の95」とする。

（給与の内払）

- 3 改正後の規則の規定を適用する場合においては、改正前の規則の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規則の規定による給与の内払とみなす。

（平成30年4月1日における号給の調整）

- 4 平成30年4月1日において37歳に満たない職員のうち、平成27年1月1日において給与規則第8条第4項の規定により昇給した職員（同日における昇給の号給数の決定の状況を考慮して理事長が定める職員を除く。）その他当該職員との権衡上必要があると認められるものとして理事長が定める職員の平成30年4月1日における号給は、この項の規定の適用がないものとした場合に同日に受けることとなる号給の1号給上位の号給とする。

（委任）

- 5 前3項に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

附 則（平成30年2月28日規則第3号）

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則

別表 給料表（第7条関係）

職員の	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
区分	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再雇用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	142,600	192,700	228,900	262,000	288,000	318,500	362,300	407,700
	2	143,700	194,500	230,500	263,900	290,200	320,700	364,900	410,100
	3	144,900	196,300	232,000	265,700	292,500	323,000	367,400	412,600
	4	146,000	198,100	233,600	267,800	294,600	325,200	370,000	415,000
	5	147,100	199,700	235,100	269,600	296,600	327,400	371,900	416,900
	6	148,200	201,500	236,800	271,500	298,900	329,400	374,400	419,200
	7	149,300	203,300	238,300	273,400	301,200	331,600	376,700	421,300
	8	150,400	205,100	239,900	275,500	303,400	333,800	379,200	423,500
	9	151,500	206,800	241,200	277,600	305,400	335,800	381,700	425,500
	10	152,900	208,600	242,700	279,600	307,700	338,000	384,400	427,600
	11	154,200	210,400	244,300	281,700	309,900	340,000	387,000	429,700
	12	155,500	212,200	245,700	283,700	312,200	342,200	389,700	431,800
	13	156,800	213,600	247,200	285,700	314,300	344,000	392,100	433,500
	14	158,300	215,400	248,700	287,800	316,400	346,000	394,400	435,300
	15	159,800	217,100	250,000	289,800	318,600	348,100	396,600	437,300
	16	161,400	218,900	251,400	291,800	320,700	350,100	399,000	439,300
	17	162,700	220,600	252,900	293,700	322,700	351,800	400,800	441,200
	18	164,200	222,300	254,600	295,700	324,700	353,800	402,800	443,000
	19	165,700	223,900	256,300	297,800	326,700	355,600	404,700	444,800
	20	167,200	225,500	258,100	299,800	328,700	357,500	406,500	446,500
	21	168,600	227,000	259,700	301,800	330,500	359,500	408,400	448,300
	22	171,300	228,700	261,500	303,900	332,600	361,400	410,200	449,800
	23	173,900	230,300	263,200	305,900	334,600	363,400	412,000	451,200
	24	176,500	231,900	264,900	308,000	336,700	365,300	413,900	452,700
	25	179,200	233,100	266,900	309,700	338,100	367,300	415,700	454,100
	26	180,900	234,600	268,800	311,800	340,000	369,200	417,200	455,400
	27	182,600	236,000	270,600	313,800	341,900	371,200	418,700	456,700
	28	184,300	237,300	272,400	315,800	343,800	373,200	420,300	457,900
	29	185,800	238,600	274,100	317,600	345,500	374,700	421,900	458,900
	30	187,600	239,800	276,000	319,600	347,400	376,500	423,200	459,600
	31	189,400	240,800	277,900	321,700	349,300	378,300	424,500	460,400
	32	191,100	242,000	279,600	323,800	351,100	379,900	425,700	461,100
	33	192,700	243,300	281,200	325,100	353,000	381,700	426,900	461,800
	34	194,200	244,500	283,100	327,100	354,800	383,100	428,200	462,600
	35	195,700	245,700	284,900	329,000	356,600	384,600	429,500	463,300
	36	197,200	247,000	286,800	331,100	358,300	386,200	430,700	463,900
	37	198,500	247,900	288,400	333,000	359,700	387,600	431,900	464,400
	38	199,800	249,300	290,100	334,900	361,000	388,800	432,700	465,000
	39	201,100	250,700	291,900	336,900	362,400	390,000	433,500	465,600
	40	202,400	252,200	293,700	338,800	363,800	391,100	434,300	466,200
	41	203,700	253,600	295,300	340,700	365,100	392,200	434,900	466,700
	42	205,000	255,000	297,000	342,600	366,000	393,400	435,600	467,200
43	206,300	256,400	298,500	344,400	367,100	394,600	436,300	467,600	

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則

44	207,600	257,700	300,100	346,300	368,200	395,700	437,000	467,900
45	208,800	258,900	301,700	347,800	369,000	396,400	437,800	468,200
46	210,100	260,200	303,400	349,200	369,900	397,100	438,600	
47	211,400	261,600	305,000	350,700	370,800	397,800	439,000	
48	212,700	262,900	306,700	352,200	371,700	398,500	439,700	
49	213,800	264,100	307,700	353,800	372,600	399,100	440,200	
50	214,900	265,200	309,200	354,600	373,400	399,700	440,600	
51	215,900	266,500	310,700	355,800	374,200	400,200	441,000	
52	217,000	267,800	312,300	356,800	375,000	400,600	441,400	
53	218,100	268,800	313,900	357,700	375,700	401,000	441,800	
54	219,100	269,900	315,500	358,800	376,400	401,300	442,200	
55	220,000	271,200	317,100	359,700	377,100	401,600	442,600	
56	221,000	272,500	318,600	360,800	377,800	401,900	442,900	
57	221,500	273,500	320,100	361,700	378,300	402,200	443,200	
58	222,400	274,500	321,300	362,400	378,900	402,500	443,600	
59	223,200	275,400	322,500	363,100	379,500	402,800	443,900	
60	224,100	276,500	323,700	363,800	380,200	403,100	444,200	
61	224,800	277,600	324,400	364,200	380,600	403,400	444,500	
62	225,800	278,600	325,300	364,800	381,300	403,700		
63	226,600	279,500	326,100	365,500	381,900	404,000		
64	227,500	280,500	326,900	366,200	382,500	404,300		
65	228,200	281,100	327,800	366,500	382,900	404,600		
66	229,000	282,000	328,200	367,200	383,500	404,900		
67	229,900	282,700	328,900	367,900	384,100	405,200		
68	231,000	283,600	329,700	368,600	384,700	405,500		
69	231,700	284,600	330,500	368,900	385,100	405,700		
70	232,400	285,400	331,200	369,500	385,600	406,000		
71	233,000	286,200	331,900	370,200	386,100	406,300		
72	233,800	287,000	332,600	370,800	386,700	406,600		
73	234,600	287,800	333,100	371,100	387,000	406,800		
74	235,300	288,300	333,700	371,700	387,400	407,100		
75	236,000	288,700	334,200	372,400	387,800	407,400		
76	236,600	289,200	334,800	373,000	388,200	407,600		
77	237,300	289,300	335,100	373,400	388,500	407,800		
78	238,100	289,700	335,600	373,900	388,800	408,100		
79	238,900	289,900	336,000	374,500	389,100	408,400		
80	239,600	290,300	336,500	375,000	389,400	408,600		
81	240,200	290,500	336,900	375,500	389,600	408,800		
82	240,900	290,700	337,400	376,100	389,900	409,100		
83	241,600	291,100	337,900	376,600	390,200	409,400		
84	242,300	291,400	338,400	376,900	390,400	409,600		
85	242,900	291,700	338,700	377,300	390,600	409,800		
86	243,600	292,000	339,100	377,800	390,900			
87	244,300	292,300	339,600	378,200	391,200			
88	245,000	292,700	340,000	378,600	391,400			
89	245,600	293,000	340,300	379,000	391,600			
90	246,100	293,400	340,700	379,500	391,900			
91	246,400	293,700	341,200	379,900	392,200			
92	246,800	294,100	341,600	380,300	392,400			
93	247,100	294,200	341,800	380,600	392,600			
94		294,400	342,200					

愛知県都市職員共済組合職員の給与に関する規則

	95		294,800	342,700					
	96		295,200	343,100					
	97		295,400	343,200					
	98		295,700	343,700					
	99		296,100	344,100					
	100		296,500	344,400					
	101		296,700	344,700					
	102		297,000	345,100					
	103		297,400	345,500					
	104		297,700	345,900					
	105		297,900	346,400					
	106		298,200	346,800					
	107		298,600	347,200					
	108		298,900	347,600					
	109		299,100	348,100					
	110		299,500	348,500					
	111		299,900	348,800					
	112		300,200	349,100					
	113		300,300	349,600					
	114		300,600						
	115		300,900						
	116		301,300						
	117		301,500						
	118		301,700						
	119		302,000						
	120		302,300						
	121		302,700						
	122		302,900						
	123		303,200						
	124		303,500						
	125		303,800						
再雇用 職員		187,300	214,800	254,800	274,200	289,300	314,700	356,400	389,500

(平15規則6、平17規則3、平18規則3、平19規則15、平21規則12、平22規則11、平23規則5、平26規則10、平28規則1、平28規則5、平29規則9・全部改正)